

令和6年第3回辰野町議会定例会会議録（1日目）

1. 招集告示年月日 令和6年5月17日
 2. 開会場所 辰野町議事堂
 3. 開会年月日 令和6年5月29日 午前10時00分
 4. 議員総数 14名
 5. 出席議員数 14名
- | | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 古村幹夫 | 2番 | 松澤千代子 |
| 3番 | 栗林俊彦 | 4番 | 吉澤光雄 |
| 5番 | 牛丸圭也 | 6番 | 小澤睦美 |
| 7番 | 向山光 | 8番 | 樋口博美 |
| 9番 | 高木智香 | 10番 | 林政美 |
| 11番 | 本田光陽 | 12番 | 小林テル子 |
| 13番 | 津谷彰 | 14番 | 舟橋秀仁 |

6. 会議事項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
専決第1号 令和5年度辰野町一般会計補正予算（第13号）
- 日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
専決第2号 令和5年度辰野町上水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて
専決第3号 令和5年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて
専決第4号 令和5年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて
専決第5号 令和5年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて
専決第6号 令和5年度町立辰野病院事業会計補正予算（第2号）

日程第 9	議案第 7 号	専決処分の承認を求めることについて
	専決第 7 号	令和 5 年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 10	議案第 8 号	専決処分の承認を求めることについて
	専決第 8 号	令和 5 年度介護保険特別会計補正予算 (第 5 号)
日程第 11	議案第 9 号	専決処分の承認を求めることについて
	専決第 9 号	令和 6 年度辰野町一般会計補正予算 (第 1 号)
日程第 12	議案第 10 号	専決処分の承認を求めることについて
	専決第 10 号	辰野町税条例の一部を改正する条例について
日程第 13	議案第 11 号	専決処分の承認を求めることについて
	専決第 11 号	辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について
日程第 14	議案第 12 号	専決処分の承認を求めることについて
	専決第 12 号	辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第 15	議案第 13 号	辰野町行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個 人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 16	議案第 14 号	辰野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例について
日程第 17	議案第 15 号	辰野町保育園条例の一部を改正する条例について
日程第 18	議案第 16 号	辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 19	議案第 17 号	令和 6 年度辰野町一般会計補正予算 (第 2 号)
日程第 20	議案第 18 号	令和 6 年度辰野町一般会計補正予算 (第 3 号)
日程第 21	議案第 19 号	令和 5 年度 (繰越) 辰野西小学校体育館長寿命化改修工事 (建築) 請負契約について
日程第 22	議案第 20 号	令和 5 年度 (繰越) 辰野西小学校体育館長寿命化改修工事 (機械設備) 請負契約について
日程第 23	議案第 21 号	令和 6 年度役場庁舎エレベーター設置工事 (建築) 請負契 約について
日程第 24	議案第 22 号	辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 日程第 25 報告事項
- (1) 令和 5 年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書
 - (2) 令和 5 年度辰野町上水道事業会計予算繰越計算書
 - (3) 令和 5 年度辰野町下水道事業会計予算繰越計算書
 - (4) 令和 5 年度辰野町土地開発公社事業決算書及び令和 6 年度辰野町土地開発公社事業計画書の提出について
 - (5) 専決処分の報告について

日程第 26 請願・陳情等について

7. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	総務課長	加 藤 恒 男
まちづくり政策課長	三 浦 秀 治	D X 推進担当課長	赤 羽 謙 一
住民税務課長	桑 原 高 広	保健福祉課長	竹 村 智 博
子育て応援課長	高 倉 健一郎	産業振興課長	岡 田 圭 助
事業者支援担当課長	菅 沼 隆 之	建設水道課長	熊 谷 健 司
会計管理者	上 島 淑 恵	学校支援課長	小 澤 靖 一
学びの支援課長	福 島 永	辰野病院事務長	桑 原 さゆり

8. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長 菅 沼 由 紀
 議会事務局庶務係長 小 林 志 帆

9. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 6 番 小 澤 睦 美
 議席 第 7 番 向 山 光

10. 会議の顚末

○議会事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

皆さん、おはようございます。定足数に達しておりますので、これより令和 6 年第 3 回辰野町議会定例会を開会いたします。ここで新任課長の挨拶を受けます。

○D X 推進担当課長 (赤羽)

はい。4 月 1 日付けでまちづくり政策課 DX 推進担当課長を拝命しました赤羽謙一と

申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○建設水道課長（熊谷）

4月1日付けで建設水道課長を拝命しました熊谷健司と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○議 長

続いて、異動された課長より挨拶を受けます。

○総務課長兼ゼロカーボン推進室長（加藤）

4月1日付けで総務課長兼ゼロカーボン推進室長を拝命しました加藤恒男と申します。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○住民税務課長（桑原）

4月の定期異動で住民税務課長を拝命いたしました桑原高広と申します。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○議会事務局長（菅沼）

4月の定期異動で議会事務局長を拝命いたしました菅沼由紀でございます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○議 長

続いて、県からの派遣職員と新規採用職員の紹介をいたします。

（派遣職員・新規採用職員 入場）

○羽 場

礼。

（新規採用職員一同礼）

○羽 場

長野県より研修派遣でまいりました保健福祉課保健師の羽場洋平です。よろしくお願いいたします

○荒 井

まちづくり政策課に配属されました荒井萌です。住まいは羽場です。よろしくお願いいたします。

○小 松

住民税務課に配属されました小松優未です。住まいは上辰野です。よろしくお願いいたします。

○五 味

住民税務課に配属されました五味香保菜です。住まいは宮木です。よろしくお願いします。

○増 田

建設水道課に配属されました増田育章です。住まいは北大出です。よろしくお願いします。

○小 沢

建設水道課に配属されました小沢いずみです。住まいは下辰野です。よろしくお願いします。

○武 居

学びの支援課に配属されました武居舟人です。住まいは宮木です。よろしくお願いします。

○議 長

ただいま自己紹介をいただきました。まず羽場洋平さん、県からの派遣職員として4月1日に辰野町役場に来ていただきました。羽場洋平さんは保健師さんということをお伺いしておりますけれども、県での経験をぜひ活かしていただきたいなど。そして県とのパイプ役という役割もあるかと思っておりますので、その点でも期待したいというように思っております。この辰野町という基礎自治体でのこういうご経験というのは、今後羽場さんがキャリアを積んでいかれるうえで、非常に大きな財産になると思いますので、この辰野町でも大いに活躍していただきたいというふうに思います。また6人の新人職員の皆さま、今もご挨拶を受けましたけれども全員が辰野町の町民の方だというふうに受けました。皆さん若い方の最大の特権はですね若さでございますので、それでその若さを持ってですね、元気に明るく職場だけではなくて町民にもその若いエネルギーを、ぜひ伝えて活気あるまちづくりにも役立ててください。また皆さんは地方公務員という立場でこの辰野町役場にですね就職されましたので、町民の思いを常に感じて今やっている仕事が本当に町民のためになっているのかと、そういう思いをですねこれから仕事続けていく上で忘れずに頑張ってくださいと思います。はい。皆様のご活躍、議会としても応援しました期待しておりますのでよろしくお願いいたします。じゃあ皆様、新入職員の皆さんに拍手をお願いいたします。

(一同 拍手)

(新規採用職員一同 礼、退場)

○議長

直ちに本日の会議を開きます。ここで、議長の諸般の報告を行いますが、文書報告とし、お手元に配布してありますので後ほどご覧ください。続いて、議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第3回定例会召集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町長

おはようございます。本日ここに第3回辰野町議会6月定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には時節柄大変お忙しいところご出席を賜り、感謝を申し上げます。さて16日、内閣府が公表した1月から3月期の実質GDP国内総生産の速報値は、前の期と比べてマイナス0.5%、年率換算では2.0%と2四半期ぶりのマイナスとなりました。需要項目別では実質個人消費が前期比マイナス0.7%と4四半期連続で落ち込み、マイナス幅も拡大した結果となりました。自動車の認証不正等の問題に伴う生産停止が、設備投資や輸出の減少に影響したことが主な要因とされておりますが、円安や原油高を背景とした物価上昇で消費が低迷した状況が続いています。賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するために、国の経済対策の1つとして実施される所得税、町民税の定額減税については、本定例会で4月1日専決した税条例の一部改正議案の承認をお願いするところではありますが、引き続き町内の企業訪問等を通じ、実態把握に努め賃上げに繋がる地域経済の下支えについても全力を尽くしていきます。さて6月8日には「第76回ほたる祭り」が開幕します。童謡公園でのホタル鑑賞、土日の歩行者天国、辰野町の「じもとイチ」などに加えて、今回は5年ぶりに「たつのピッカリ踊り」が復活します。申し込み締め切りの5月8日までに15組の応募がありました。各連とも踊りの練習に余念がないかと思いますが、町議会の皆様をはじめ職場や地域のお仲間、幼稚園や学校、子どものスポーツクラブなど、幅広い年代の多様な連が集まりましたので、当日は元気で賑やかな踊りを披露されることを期待しています。なお、ホタルの幼虫上陸調査に基づく発生予測に関しては、ここ数年、大発生の年が続きましたので今年は少し控えめの数を見込んでいます。お祭り期間中、町内外から多くの皆様に訪れていただき、コロナ禍ではできなかった人と人との触れ合い、笑顔に接して辰野町の魅力を実感していただきたいと思います。さて今定例会にご提案申し上げます議案は、専決処分関係で令和5年度補正予算8件

と、令和6年度の補正予算1件、条例の一部改正3件、加えて条例の一部改正4件、令和6年度補正予算2件、契約締結議案3件、人事案件1件、合わせて22議案であります。また報告事項といたしまして、令和5年度の各会計の繰越明許費繰越計算書など5件があります。なお、最終日に低所得者支援及び定額減税補足給付金にかかる令和6年度の一般会計補正予算（第4号）と、契約締結議案1件の計2議案を追加議案として提案させていただく予定でありますので、よろしくお願いいたします。提案時、それぞれご説明を申し上げますので、原案、承認、可決、同意くださいますようお願い申し上げ、定例会招集にあたっての挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、議席6番、小澤睦美議員、議席7番、向山光議員を指名いたします。日程第2、会期の決定の件を議題といたします。議会運営委員長より委員会における協議結果の報告を求めます。

○議会運営委員長（松澤）

皆さん、おはようございます。去る5月23日に議会運営委員会を開催し、令和6年第3回辰野町議会6月定例会の会期並びに審議日程について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。5月23日、辰野町告示第25号によって辰野町町長より6月定例会を、5月29日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席のもと、6月定例会の会期並びに審議日程など、議事運営について慎重に協議を行い、全委員一致して決定いたしました。会期日程（案）並びに協議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読いたしますので、全議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長

続いて、事務局長から会期日程（案）を朗読いたさせます。

○議会事務局長

（会期日程案 朗読）

○議長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営については、議会運営委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月13日までの16日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、専決第1号、令和5年度辰野町一般会計補正予算（第13号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

令和5年度辰野町一般会計補正予算（第13号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回は町税、地方交付税等の歳入、各事業の事業費確定に伴う財源組替、不用額の整理、町債、基金繰入金の調整等による専決補正予算であります。補正総額3億6,873万2,000円の減額で、予算総額は101億3,266万6,000円となりました。以下、その大要を申し上げますと、歳入につきましては、町税、地方譲与税、法人事業税交付金、地方消費税交付金、地方交付税等の追加、国庫支出金、財産収入、寄附金、繰入金、町債等の減額であります。歳出につきましては、各事業の不用減額のほか総務費では、たつのパークホテル塩素注入器更新工事等の追加が主なものです。民生費では、福祉医療給付金、障害者自立支援給付費事業、障害児通所給付費等事業、施設型給付費負担金等の追加が主なものであります。衛生費では、新型コロナワクチン接種の予約受け付けで使用していた、電話回線の撤去工事の追加が主なものです。教育費では、西小学校体育館長寿命化改修工事、工事期間中における代替駐車場の賃借料の追加が主なものです。経費等の削減に努めた結果、財政調整基金等については取り崩すことなく、災害対応や将来の事業に備え、増収分の一部を積み立てることとしました。また繰越明許費ですが各事業の補助金の確定時期、適正工事期間の確保、労務者や資材調達の調整等により年度内の完了が困難であるため、翌年度へ繰り越すものでございます。今回、西小学校体育館長寿命化改修工事等11件、5億6,690万2,000円を追加しました。地方債補正ですが、各事業について事業費が確定したことにより金額を変更しました。以上のとおり補正予算の大要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、ご審議の上、原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○吉 澤（４番）

４点ほど質問させていただきたいんですが、２回に分けて質問させていただきます。まず最初に、今回の補正いわば決算見込みを立てる形にもなるかと思うんですが、全体の質問になります。今、町長からも説明ありましたように、町税を４億円収入増、それから地方交付税を２億円収入増等見込み、繰入金の取り崩しは当初約８億５,０００万見ていたのを、ほとんど取り崩さず逆に一定の積み立てもできるんだってと、財政調整基金１億円などが計上されております。財政当局の努力、また町民の協力もあって、大変財政収支としては健全な令和５年度の決算見込みになってきたというふうに見れる、今回の補正じゃないかと思えますけども、積立金ですね、積立金が令和５年度末でこの補正によってどのくらいになるか、見当がついていれば概数でも結構ですがお答えいただきたいと思えます。

○まちづくり政策課長

それでは吉澤議員のご質問にお答えをしたいと思います。本年度の予算、今回の予算につきましては税収の増とですね、それから地方交付税につきまして増額ということになっているところでございます。地方交付税につきましては例年ですね見込む中で、令和５年のものにつきまして令和４年の１２月に地方財政計画ということで発表になる中で、その予測も含めながら毎年計算をしていくところでありますけれども令和５年度の特徴としましては、１２月に特別のですね国の方からの交付がございまして、その分増収になったという状況であります。それから基金の方でございすけれども、今回の決算を受ける中で全部で１億８,０００万円ですけれども、積み立てを行いました。財政調整基金につきましては１億円ということで積み立てを行いました。令和６年度予算もですね、６億９,０００万円の取り崩しをですね予定しながらの予算となっておりますので、そういった中で災害等急なものについて対応するためにもと思ひまして１億円の積み立てです。それから地域振興基金につきましては３,０００万円の積み立てを行っております。令和６年度にですね、ゼロカーボンの補助金等の財源にも充てておりますので、１,４７０万円の繰り入れを予算予定しておりますので、そういった部分から３,０００万円の積み立てを行っております。それから教育振興基金につきましては５,０００万円ということで予算立てをしております。ICT間の更新またタブレットのですね更新等が今後予定されておりますので、そういった財源にということで考えて積み立てを行いました。基金のですね見込みでございすけれども、こちらにつ

きましては、財政調整基金につきましては令和5年度末で21億7,200万円余を考えているところでございます。地域振興基金につきましては、1億6,000万円余を考えているところでございます。それから教育振興基金につきましては、すいませんこちらにつきましては1億9,400万円余を考えているところでございます。以上であります。

○吉澤（4番）

わかりました。次にちょっと個別のことになります。事前に財政係長や担当の方にもお聞かせていただいたんですが、聞ききれない部分もあったりしたもんですからこの場で質問させていただきます。73ページ学童クラブ、会計年度任用職員の報酬と手当を合わせて275万円ほど減額になってます。西小の学童の指導員を両小野小へ移った結果だというふうにお聞きしましたが、移した理由と移したことによって西小の学童の方に支障がなかったのか。お答えいただきたいです。それから75ページ、辰野中学校管理事務事業のやはり会計年度任用職員の報酬手当の減額です。合わせると547万円ほどの減額になりますが、会計年度任用職員もフルであっても1人以上の人件費になると思うんですが、この理由と対応をどのようにされたのか。教えていただきたいと思います。それから最後です。78ページ、1086の西小体育館管理事業です。委託料を1,996万円減額ということで、設計委託料を入札の結果により今回減額というふうにお聞きしましたが、当初の予定価格に対する入札の落札率はどのくらいだったんでしょうか。この予算だけ見てもちょっと当初予算、補正その他、追ってなくて申し訳ないですけどこれだけ見ても5割以上の減額ですので、もし設計委託料の予定価格がこれの倍以上あったとすると、予定価格の適正かどうかということの検討も必要ではないかと私は考えますけれども、そうですね、予定価格に対する落札率について教えていただければと思います。以上です。

○学校支援課長

はい。まず73ページの学童クラブの会計年度任用職員の報酬の関係でございますが、両小野学童クラブの支援員のうち1名が体調不良がありまして、急遽西学童から両小野学童へ移動をさせました。西学童のあとですけれども高校生等の雇用がありまして、その後の西学童の支援については支障ございませんでした。続きまして、学校における会計年度任用職員の報酬の減額でありますけれども、学校につきましてはその規模に応じまして県から先生派遣していただいておりますけれども、どうしてもそれだけでは足りないところについては、町費の教員を町の費用で採用しております。

教科担任制等、あるいは担任の先生の負担軽減を図っているところでもありますけれども、当初予定していた人員に対して教員の人員不足等がありまして、なかなか適任者が見つからなかったということで不用減額を生じたものでございます。以上です。

○まちづくり政策課長

それでは入札の方についてお答えいたします。現在ですね落札率等について資料をちょっと持ち合わせておりませんので、後ほどお答えをさせていただきたいと思えます。大幅なですね入札の部分での減があったということでございますけれども、町の選定委員会の中でも議論をする中で実際に行われる工事のですね価格と、それに対して町で考えます設計書の金額と設計書の設計金額というものについては、毎度毎度計算等に対しましての審査をしているところでございますけれども、今回の応札について業者の方でですね非常に安い金額で入れていただいたという、安い金額で応札できるということでの入札となっておりますので、設計額のですね見積もりについて当初の発注段階のですね、誤りがあったかということについてはないというふうに考えてるところでございます。以上であります。

○吉 澤

はい。75 ページの中学校管理事務の会計年度任用職員のやつは、私、事務職員かと思ったのはそうじゃなくて先生、先生をもっと配置したかったけども確保できなかったということですか。

○学校支援課長

はい、そうです。町費では教育支援員として任用しておりますけれども、資格を持った先生の採用ができなかったということでございます。

○議 長

よろしいですか。他にありませんか。

○向 山（7 番）

3 点お聞きしたいと思います。先ほど吉澤議員からも指摘があったとおり、決算に向けての調整という意味合いで言えば、決算審査の中で様々、つまびらかにしなければいけない部分もあろうかと思いますが、この決算、令和 5 年度の決算の見込みの上に、令和 6 年度の予算が成立してるわけですから、そういう意味ではこれからの令和 6 年度の執行にあたっても参考になるという意味合いで、3 点お聞きしたいというふうに思います。まず 1 点目です。15 ページになります。先ほど吉澤議員からも町税の

大幅な増額増収という指摘がありました。中見ますと法人住民税が約3倍になっています。法人住民税については私の理解で言えば、令和5年度の決算については、令和4年度の法人住民税に基づいて令和5年度の予定納税がされ、そしてその令和5年度の決算額に基づいて令和6年度の予定納税もされていく、こういう流れになっているかと思います。そういう意味でいうと、令和5年度に約3倍の増収があったわけでありすけれども、これは令和6年度の予定納税について影響し、さらにこれに基づく令和7年度の実績にも影響してくる、いうことではある意味2億8,000万円の増額については令和6年度はいいとしても、令和7年度については企業の事業実績によっては、場合によれば大幅な還付をしなければならなくなるというような、私としては理解をしているところではありますが、こういう考え、捉え方でいいのか確認をしたいというふうに思います。2点目は50ページ、51ページに関わる点であります。特に51ページであります。地方創生臨時交付金事業の4,000万円の減額でマタニティタクシー利用助成金等不用額として958万5,000円が計上されております。等という中の内容について、もう少し大雑把でもいいですけども示していただきたいというふうに思います。マタニティタクシー利用助成金の当初とかですね、令和5年度の予算額は桁が全然違うような数字であったかと思いますが、令和6年度の予算額は20万円、委託料で6万円、助成金で20万円ということになってますから、このマタニティタクシー利用助成金等不用による不用額っていうことでいうと、ちょっと十分な理解ができませんので、補足の説明をお願いをしたいというふうに思います。3点目があります。これ先ほど吉澤議員からも指摘がありました、会計年度任用職員の人件費に関わる部分になります。56ページの保育園運営事務における不用減額であります。報酬費が3,109万3,000円それから職員手当が652万7,000円、それぞれ会計年度任用職員に関わる部分の不用減額になっております。この捉え方でありすけれども、当初予算として必要な職員の配置を目指して予算措置をしたけれども、その必要がなくなったということなのか、あるいは採用を目指したけれども採用に至らなかったということなのか、その不用減額になった理由について、回答をいただきたいと思います。以上3点です。

○住民税務課長

それではまず一点目お答えいたします。法人税、法人住民税の増につきましては、法人税割の増加によるものでありまして、町内企業の株式譲渡益の計上、業務拡大等

によるものでございます。先ほどの向山議員の見解のとおりでありますけれども、その後の見解でありますけれども、予定納税に対しましておそらく翌年度は還付が見込まれております。以上です。

○まちづくり政策課長

それでは臨時交付金の関係でございますけれども、51 ページの部分でございます。確かに議員のおっしゃるとおりですね、補助金の一番最初にマタニティタクシー利用助成金等不用減額ということで、紛らわしいところがありますので細かく言っていきますと、主なところでいきますとマタニティ利用助成金につきましては、80 万円の予算に対しまして 75 万 5,000 円の減額ということで、実際の支出は約 1 万 4,000 円というところになっております。大きな減額ではですね低所得者世帯の支援給付金でございます。住民税のですね均等割世帯というところでございますが、これは 7 万円給付というのですが、こちらが 4,800 万円の予算に対しまして 315 万円ぐらゐの減ということです。それから物価高、それから製造業または飲食業、運送業等へのですね支援事業というのがございました。こちらにつきましては 2,670 万円の予算に対しまして 420 万円の減ということでありまして、約 2,250 万円ぐらゐのですね決算となっている状況です。主ですね、こうした部分の予算が余った部分について、今回減額ということになっておりますのでお願いをしたいと思います。以上であります。

○子育て応援課長

はい。それでは 56 ページの部分についてお答えしたいと思います。主にですねこちらの部分につきましては、医療的ケア児のための看護師と主にはですね、長時間を含む保育士ですね、こちら辺がですね本当に不足しているということから、必要を見込んだんですけれども確保できなかったという、雇用が確保できなかったというところであります。こちらについてはですね対応について、医療的ケア児の方につきましては、一部看護師も 1 日という長い時間は確保できなかったんですが、半日の看護師ということで時間的には予算が余っているというところと、その部分につきましてはですね、足りない部分につきましては訪問看護の方で対応するというのと、長時間の保育士につきましては、正規の職員をそちらに回して対応していたことから、代用がききましたので不用減額をしたということになります。以上であります。

○議 長

よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 1 号、令和 5 年度辰野町一般会計補正予算（第 13 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 1 号は原案のとおり承認することに決しました。日程第 4、議案第 2 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 2 号、令和 5 年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 2 号、専決処分の承認を求めることについて、令和 5 年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 3 号）について、提案理由をご説明申し上げます。今回の補正予算は一般会計の消火栓維持管理料を上水道、簡易水道の営業収益に他会計負担金として新たに追加計上するものです。1 ページをご覧ください。収益的収入及び支出については、収入において営業収益で上水道事業分 73 万 4,000 円、簡易水道分 8 万 5,000 円を追加し、合計 81 万 9,000 円を追加するものです。3 ページをご覧ください。収益的収入で上水道事業収益、簡易水道事業収益にそれぞれその他会計負担金を追加するものです。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 2 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 2 号、令和 5 年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 2 号は原案のとおり承認することに決しました。日程第 5、議案第 3 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 3 号、令和 5 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 3 号、令和 5 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の提案理由を申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 1,014 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18 億 100 万 7,000 円とするものです。内容につきまして、7 ページをご覧ください。初めに歳入であります。収納額が確定となりました国民健康保険税のうち、一般被保険者分について 824 万 6,000 円減額し、退職被保険者分について 3 万 3,000 円減額するものです。9 ページをご覧ください。国庫支出金ですが、出産育児一時金補助金を 4 万 3,000 円増額するものであります。10 ページをご覧ください。県支出金ですが、県補助金の交付額確定により、普通交付金及び特別交付金合わせて 2 億 247 万円減額するものです。11 ページをご覧ください。財産収入ですが、国保支払準備基金の利子確定により、基金利子を 9,000 円減額するものです。12 ページをご覧ください。繰入金ですが、保険税、国県補助金等の確定により、国保支払準備基金からの繰入金を 52 万 9,000 円増額するものです。13 ページをご覧ください。諸収入ですが延滞金、加算金及び過料を 48 万 1,000 円減額、雑入を 51 万 9,000 円増額するものです。どちらも金額の確定によるものであります。次に歳出です。14 ページをご覧ください。総務費のうち総務管理費及び徴税費について、不用減額するものであります。15 ページをご覧ください。保険給付費のうち療養諸費について一般被保険者療養給付費を 1 億 7,550 万円、退職被保険者等療養給付費を 1 万円、一般被保険者療養費を 260 万円、退職被保険者等療養費を 1 万円それぞれ不用減額するものです。16 ページをご覧ください。同じく高額療養費について、一般被保険者高額療養費を 2,765 万円、退職被保険者等高額療養費を 1 万円、一般被保険者高額介護合算療養費を 20 万円、退職被保険者高額介護合算療養費を 1 万円それぞれ不用減額するものです。17 ページをご覧ください。支給対象者の確定により、葬祭諸費を 65 万円、移送費を 4 万円、出産育児諸費を 16 万円それぞれ不用減額するものです。18 ページをご覧ください。傷病手当金についま

して、支給対象者の確定により 35 万円不用減額するものです。19 ページをご覧ください。国民健康保険事業費納付金については、財源組替及び退職被保険者分の不用減額です。20 ページをご覧ください。保健事業費のうち特定健診事業費を 379 万 3,000 円、保健衛生普及費を 29 万 1,000 円、疾病予防費を 106 万 1,000 円それぞれ不用減額するものです。22 ページをご覧ください。基金積立金ですが、基金利子分 2,000 円を国保支払準備基金に積み立てるものです。24 ページをご覧ください。諸支出金について償還金及び還付加算金を 125 万円不用減額し、繰出金では直営診療施設勘定繰出金として辰野病院繰出金を 437 万 4,000 円増額するものです。内容は国民健康保険特別調整交付金事業で独自事業を実施しておりまして、辰野病院医師等の確保支援事業 100 万円及び救急患者受け入れ体制支援事業 337 万 4,000 円に対する交付決定額であります。以上、提案内容を申し上げました。ご審議の上、原案承認いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○吉 澤 (4 番)

24 ページ最後に説明いただいた、直営診療施設勘定金の辰野病院繰出金 437 万 4,000 円、もう少し詳しく説明していただきます。辰野病院で医師を確保するのにこの国保会計からお金を出す、そのお金の財源は国から来てるってような理解ですか。お願いします。

○辰野病院事務長

はい。では辰野病院の方からご説明させていただきます。こちらの経費につきましては、医師等の確保支援事業ということで、医師確保のためにあたる人件費、また人材紹介の報酬のお金を交付基準として充てさせていただいております。その他には、救急患者の受け入れ体制の支援事業ということで、常勤医師のみでは 2 当直の業務が困難でありますので、信大ですとか伊那中さんの方から医師の派遣をいただいて、休日・夜間の救急患者の受け入れ体制を確保している資金の交付に充てております。以上です。

○吉 澤 (4 番)

その財源は特定財源としてこの国保会計にどっかから来てるんですかね。

○辰野病院事務長

はい。こちらの方は国民健康保険の方から国の方に申請をしまして、国保会計を通じて病院の方に収入として受けております。以上です。

○議長

よろしいですか。ほかにありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第3号、専決処分の承認を求めることについて、専決第3号、令和5年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第3号は、原案のとおり承認することに決しました。日程第6、議案第4号、専決処分の承認を求めることについて、専決第4号、令和5年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第4号、令和5年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)の提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ49万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ468万4,000円とするものであります。内容につきまして、6ページをご覧ください。初めに歳入です。診療収入の確定により、第一診療所診療収入につきましては66万円、川島診療所診療収入につきましては74万8,000円、それぞれ減額するものです。7ページをご覧ください。諸収入のうち、雑入を73万1,000円増額するものです。8ページをご覧ください。繰越金について18万5,000円増額するものです。次に歳出です。9ページをご覧ください。総務費のうち、医業費の第一診療所分を20万7,000円、川島診療所分を28万5,000円、それぞれ不用減額するものです。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 4 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 4 号、令和 5 年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 4 号は、原案のとおり承認することに決しました。日程第 7、議案第 5 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 5 号、令和 5 年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 5 号、令和 5 年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の提案理由を申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 96 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 3,179 万 4,000 円とするものです。内容につきまして、6 ページをご覧ください。初めに歳入です。後期高齢者医療保険料のうち、特別徴収保険料の現年度分を実績により 389 万 7,000 円減額、普通徴収保険料のうち、現年度分を 320 万 1,000 円増額するものがあります。7 ページをご覧ください。諸収入につきましては保険料還付金を 27 万円減額するものです。次に歳出です。8 ページをご覧ください。後期高齢者医療広域連合納付金のうち、後期高齢者医療徴収費の使用料を 3 万 9,000 円、負担金の保険料納付金を 146 万 1,000 円、償還金を 27 万円それぞれ不用減額するものであります。9 ページをご覧ください。予備費につきまして 80 万 4,000 円増額するものであります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 5 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 5 号、令和 5 年度辰野町後期高齢者医療別会計補正予算第 2 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 5 号は原案のとおり承認することに決しました。日程第 8、議案第 6 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 6 号、令和 5 年度町立辰野病院事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第 6 号、令和 5 年度町立辰野病院事業会計補正予算（第 2 号）について提案理由を申し上げます。1 ページをご覧ください。第 2 条、収益的収入につきましては、9,022 万 9,000 円を減額し、総額を 22 億 280 万 5,000 円とするものです。また、収益的支出につきましては、3,221 万 6,000 円を増額し、総額を 24 億 7,060 万 1,000 円とするものです。2 ページをご覧ください。第 3 条、資本的収入を 200 万円減額し、総額を 3,900 万円とし、資本的支出を 200 万円減額、総額を 1 億 8,568 万円とするものです。第 4 条、企業債につきましては、限度額を減額するものです。内容につきましては、7 ページをご覧ください。収益的収入のうち医業収益につきましては、入院・外来ともに患者数減少に伴う入院収益及び外来収益を減額するものです。医業外収益の国庫補助金につきましては、地方創生臨時交付金による公立病院価格高騰対策補助金及び食材料費高騰支援金また、国保会計を通じての補助金になりますが、直診施設に係る国民健康保険特別調整交付金を増額するものです。県補助金につきましては、感染管理認定看護師養成支援事業に関わる補助金を増額するものです。8 ページをご覧ください。支出のうち材料費につきましては、薬品、診療材料、給食材料等の高騰により増額するものです。減価償却費につきましては、決算に伴う調整による増額です。資産減耗費につきましては、医療機器の入れ替えによる増額です。9 ページをご覧ください。資本的収入については、医療機器購入の財源に充てました企業債を減額するものです。10 ページをご覧ください。資本的支出の建設改良費につきましては、医療機器のリース購入を先送りにしたため減額するものです。以上、提案内容を申し

上げました。ご審議の上、原案承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○吉澤（4番）

7ページの入院外来収益の減額補正について患者減によるという説明をいただきました。全国的なそういう傾向もあるとは聞いておりますけども、昨年度見て年間通じてどんな感じだったのか、今年度今回の補正に直接関わらないかもしれませんが、今年度どんな患者状況なのかお答えいただければと思います。お願いします。

○辰野病院事務長

はい。では令和5年度の患者数についてご報告をさせていただきます。入院の方につきましては、当初2万9,200人を予定しておりましたが、入院患者さんの減少がありまして2万6,481人、当初よりも2,719人の減となっております。外来患者さんにつきましては、当初7万1,820人を見込んでいたところですが、7,815人の減でトータル6万4,005人となりました。以上です。

○議長

よろしいですか。ほかにありませんか。

○小林（12番）

私も今、その人数についても7ページのところでお聞きしたいと思っていたところなんですけど、その人数のですけども、その内容ですねコロナがなくなって減ってしまったとか、そういうことなのかそういうことではなくて外来の部分がこういう科が減ってしまったとか、その辺についての分析はされているんでしょうか、お答えください。

○辰野病院事務長

はい。外来患者につきましてはやはりコロナの患者数が大幅に減少しましたので、その影響が大きいかと思います。入院患者さんの減少につきましては、いろいろ分析はしているところなんですけれども、はっきりした原因はよく見えておりません。ただ高齢者が多い入院患者さん多いですので、また高齢者さんは結構リピーターで入院される方が多いんですけども、その方たちがやはり死亡というかお亡くなりになってしまっているということがあって、また再入院ということが減ってきて、入院患者さんが減少しているのかなというところを見ております。以上です。

○議 長

よろしいですか。ほかにありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 6 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 6 号、令和 5 年度町立辰野病院事業会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 6 号は原案のとおり承認することに決しました。日程第 9、議案第 7 号、専決処分の承認を求めることについて。専決第 7 号、令和 5 年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○D X推進担当課長

はい。それでは議案第 7 号、令和 5 年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算（第 2 号）を提案するにあたり、提案理由を申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額にそれぞれ 143 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,545 万 5,000 円とするものでございます。内容につきましては、6 ページをご覧ください。歳入では、使用料 15 万円の減額、手数料は告知システム広告利用料等手数料を 7,000 円の減額、7 ページをご覧ください。利子及び配当金は基金利子 1 万 1,000 円の増額、8 ページをご覧ください。繰越金は 158 万 1,000 円の増額であります。歳出では 9 ページをご覧ください。一般管理事務で基金積立金 308 万 5,000 円の増額、維持管理費は、需用費、役務費、委託料の不用減額であります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認いただきますようお願いいたします。以上です。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第7号、専決処分の承認を求めることについて、専決第7号、令和5年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第7号は、原案のとおり承認することに決しました。日程第10、議案第8号、専決処分の承認を求めることについて、専決第8号、令和5年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第8号、令和5年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第5号）の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,588万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億6,373万7,000円とするものでございます。6ページをご覧ください。歳入の介護保険特別徴収保険料を徴収実績に応じまして670万1,000円減額するものでございます。7ページの督促手数料は実績に応じまして1万1,000円減額するものでございます。8ページから11ページの国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金につきましては、介護保険サービス給付費や地域事業費等の1年間の給付実績に基づきまして、第1号被保険者、国、社会保険診療報酬支払基金、県、町それぞれの財源負担割合に応じて予算額を調整するものでございます。8ページの国庫支出金のうち国庫負担金につきましては1,691万1,000円の増、国庫補助金につきましては1,092万8,000円の増、9ページの支払基金交付金につきましては3,364万5,000円の減、10ページの県支出金につきましては1,190万5,000円の減、11ページの繰入金のうち一般会計繰入金が2,118万9,000円の減、基金繰入金が3,868万4,000円の減でございます。続きまして12ページの諸収入でございますが7万9,000円を減額でございまして、総合事業のよつば、リハビリ教室利用者負担金が主なものでございます。13ページの財産収入は24万1,000円の増額で、介護給付準備基金積立金の利子でございます。14ページをご覧ください。支出につきましていずれも事業費確定に伴う不用減額が主なものになります。総務管理費は96万4,000円の減額、15ページの徴収費は204万6,000円の減額、

介護認定審査会費は176万7,000円の減額でございます。17ページの保険給付費は1億1,910万3,000円の減額で、介護保険サービス費諸費が主なものでございます。18ページの包括的支援事業・任意事業費は900万5,000円の減額で、地域包括支援センターの運営費が主なものでございます。20ページの介護予防・生活支援サービス事業費は683万6,000円の減額で、総合事業のよつば、リハビリ教室などと介護予防ケアプランの作成委託料の減額が主なものとなります。21ページの一般介護予防事業費は299万4,000円の減額でございます。22ページの基金積立金は利子を含め2,024万2,000円を介護給付準備基金に積み立てます。23ページの諸支出金は、償還金及び還付加算金が18万6,000円の減額でございます。24ページの予備費は3,677万8,000円を増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○小林（12番）

15ページのところの介護認定審査会費が176万円減、そして次のページの17ページのところでサービス等の諸費のところも1億1,000ですか。すいません、補正額がかなり大きな金額でマイナスになってきているわけなんですけども、この補正額が額はこうなんですけれども件数とかそういったものについてはどのようなになった。前年と比べてどのようなになっているのでしょうか、教えてください。

○保健福祉課長

申し訳ありません。件数についてはまた後ほど報告させていただきたいと思いますが、昨年度につきましてはそれまでの年に比べて、件数が若干減少しているという状況でございます。実際の件数についてはまた後ほどご報告させていただきます。

○議長

よろしいですか。ほかにありませんか。

（議場 なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第8号、専決処分の承認を求めることについて、専決第8号、令和5年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第5号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありま

せんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 8 号は原案のとおり承認することに決しました。日程第 11、議案第 9 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 9 号、令和 6 年度辰野町一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

令和 6 年度辰野町一般会計補正予算（第 1 号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は能登半島地震災害派遣にかかる経費の専決補正予算であります。補正総額は 169 万円の追加で予算総額は 96 億 2,169 万円となりました。以下その概要を申し上げますと、歳入につきましては繰越金の追加であります。歳出につきましては総務費で能登半島地震への職員の災害派遣に要する経費と、義援金の振り込み手数料を追加するものであります。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、ご審議の上、原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○吉 澤（4 番）

早速の職員派遣での支援ご苦労様です。ありがたいと思います。今回の補正額には、今後今年度想定される分も含めての補正額ということでしょうか。

○総務課長

お答えいたします。今回の補正におきましては今後の派遣も含めまして、2 名 6 回、各 1 回ごとに 6 日間の派遣を想定した形で費用を計上させていただいております。これまでに 2 月以降、職員については 5 回計 14 名の職員を派遣しておりまして、この専決補正によりまして、4 月の 16 日から 21 日、輪島市の家屋調査に 2 名派遣をしているところであります。以上です。

○議 長

よろしいですか。ほかにありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 9 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 9 号、令和 6 年度辰野町一般会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（議場 異議なしの声）

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 9 号は、原案のとおり承認することに決しました。ただいまより暫時休憩といたします。再開時間は 11 時 30 分といたしますので時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 11 時 19 分

再開時間 11 時 30 分

○議 長

再開いたします。先ほど議案第 1 号に関して吉澤議員から出ました質問に対して、町の方から説明がございますので、まずはそちらをお聞きください。

○まちづくり政策課長

それでは先ほど議案のですね第 1 号につきまして、委託料のですね主な減額になっているものについての落札率についてということで、吉澤議員の方からご質問がありましたのでその落札率を報告させていただきたいと思います。工事に関わります設計業務委託ということでございまして、こちらにつきましてはですね予定価格に対する落札率が約 40%ということでありました。それから大きな不用減額に出てるもう 1 つですね、同様には落札率があるんですけれども、そちらについてもですね 65%ということでそれぞれの落札率でありました。以上であります。

○議 長

よろしいですか。

（議場 なし）

○議 長

はい。それでは先ほどの議案の継続をしてまいります。日程第 12、議案第 10 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 10 号、辰野町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 10 号、専決処分の承認を求めることについて、辰野町税条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。令和 6 年度税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律及び関係法令等が施行されたことに伴い、辰野町税条例の一部を改正したので、議会の承認を求めるものであります。令和 6 年度税制改正につきまして、主なポイントは 2 つであります。1 つ目、住民税関係として特別税額控除、通称定額減税に関する法改正の施行に伴う各種規定の整備、能登半島地震災害に係る特例の規定整備、2 つ目、資産税関係として新たな減税の特例規定の創設、認定長期優良住宅に係る申告書に関する規定の整備、評価替え等に伴う年度の更新、以上の 2 つが主なポイントとなります。新旧対照表で説明させていただきます。なお、上位法令の改正による条項ずれと字句の修正については説明を省略させていただきます。1 ページをご覧ください。第 34 条の 7 第 1 項及び第 1 号は公益信託に関する法律改正により新たな公益信託制度では、公益事業を行うにあたり金銭の助成のみではないため、寄附の表現が適当になります。これに伴い所得税法の規定の見直しが行われ、金銭といった限定した文言は削除し、寄附の表現とするものとなります。2 ページをご覧ください。ここから 6 ページまでにつきまして、第 51 条第 2 項、5 ページの第 71 条第 2 項、第 139 条の 3 第 2 項は、字句の修正及び但し書きの追加となっており、町民税、固定資産税、特別土地保有税の減免について、職権にて行うことを可能とする規定の整備となります。6 ページから 7 ページをご覧ください。附則第 4 条の 2 は、公益信託に関する法律の改正により、条文として適さないため削除となるものです。7 ページをご覧ください。ここから 9 ページまでの附則第 5 条の 2 は能登半島地震災害による規定の整備となっており、通常ですと令和 6 年分として、被災による損失金額を雑損控除として申告するものを令和 5 年分の損失として、雑損控除の申告を行えるとした規定の整備となります。10 ページをご覧ください。ここから 25 ページまでは、定額減税に関するものです。第 7 条の 5 第 1 項は、特別税額控除額、通称定額減税の対象者金額等を示すもの、第 2 項が規定の適用にあたり読み替えを規定するものです。11 ページをお開きください。第 7 条の 6 第 1 項は、年税額を 4 期に分けて納税する住民税の普通徴収納税義務者において、特別控除額を反映した際の徴収方法を示しております。各号に渡り、第 1 期より順次特別税額控除額分を減額していくものです。第 2 項は、徴収方法の切り替わりがあった場合は第 1 項の規定は適用しないとするものです。続きまして、15 ページをお開きください。第 7 条の 7 第 1 項は、年金受給者に

ついて、年金からの特別徴収及び普通徴収の両方がある納税義務者において、普通徴収 1 期 6 月及び 2 期 8 月を優先とし、10 月からは年金による特別徴収により、2 月分までを対象とし、順次特別税額控除額分を減額するものを各号にわたり規定するものです。第 2 項は第 1 項の規定の適用にあたり、読み替えを規定するものです。続きまして 21 ページをお開きください。第 7 条の 7 第 3 項は、年金からの特別徴収のみの納税義務者において、第 1 号、第 2 号では 10 月分より順次、特別税額控除額分を控除するもの、第 3 号は 2 月のみに納税額の残額が発生する場合は、その金額を 10 月、12 月、2 月に分けて徴収するものです。24 ページの第 4 項は第 3 項の規定の適用にあたり、読み替えを規定するものです。第 5 項は、徴収方法に変更が生じた場合、第 1 項から第 4 項の規定は適用しないとするものです。25 ページ中段から 28 ページをご覧ください。附則第 8 条第 2 項、第 3 項は、定額減税による附則第 7 条の 5 から附則第 7 条の 8 までの規定が追加されたことにより、条番号の指定及び追加が必要になるものです。26 ページ下段をご覧ください。改正後の附則第 10 条の 2 第 8 項は、特定バイオマス発電設備の減税の割合を、7 分の 6 とする特例を追加するものです。以下、32 ページまで、条項号ずれが主となります。27 ページをご覧ください。現行の附則第 10 条の 2 第 15 項は、地方税法の規定による特例の終了に伴い削除となるものです。28 ページをご覧ください。改正後の同条第 18 項は、一体型滞在快適性向上施設等の減税の割合を 2 分の 1 とする特例を追加するものです。29 ページをご覧ください。改正後の附則第 10 条の 3 第 3 項は、区分所有による認定長期優良住宅の申告について、管理者等から規定の書類の提出がある場合は、区分所有者からの認定長期優良住宅における書類の提出がなかった場合でも、規定の適用ができるようにするものであります。33 ページの下段をご覧ください。ここから 40 ページまでは、令和 6 年度が固定資産税の評価替え年に伴うことにより、各規定の年度を更新する内容となっております。そのうちの 35 ページ中及び 39 ページ中の括弧書き内の文言削除については、時限的な措置の適用がありましたが、そちらが終了となり規定削除となるものであります。41 ページをお開きください。附則第 16 条の 3 第 3 項第 5 号は、定額減税の規定追加に伴い、住民税の各特例につき、読み替え規定が追加されたものです。以下、47 ページまで同様の内容となります。49 ページをご覧ください。第 34 条の 7 第 1 項第 1 号ケは本則での改正に伴い、別表 1 についても字句の改正を行うものです。50 ページの表の右の欄についても同様となります。以上、提案理由を申し上げます。ご審

議の上、原案承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 10 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 10 号、辰野町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第 10 号は原案のとおり承認することに決しました。日程第 13、議案第 11 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 11 号、辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 11 号、専決処分の承認を求めることについて、辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。令和 6 年度税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律及び関係政令等が施行されたことに伴い、辰野町都市計画税条例の一部を改正しましたので、議会の承認を求めるものです。新旧対照表で説明申し上げます。なお上位法令の改正による条項ずれと字句の修正については説明を省略させていただきます。1 ページをご覧ください。現行の附則第 3 項は、地方税法の規定に伴う特例の終了に伴い削除し、改正後の附則第 5 項は、一体型滞在快適性向上施設等の減税の割合を 2 分の 1 とする特例を追加するものです。2 ページをご覧ください。ここから 5 ページ上段までは、令和 6 年度の固定資産税の評価替え年に伴い、各規定の年度を更新する内容となっております。そのうち 2 ページ及び 5 ページ中の括弧書き内の文言削除については、時限的な措置の適用がありましたが、そこらは終了となり規定が削除となるものです。5 ページ下段をご覧ください。附則第 16 項中の附則第 8 項の削除は、第 8 項中の時限的な措置の適用による規定が削除となったことに伴うものです。6 ページをご覧ください。附則第 17 項は、地方税法の特例規定の削除に伴う項番ずれとなります。附則第 18 項が改正による条ずれおよび年度の

更新となるものです。以上、提案理由を申し上げます。審議の上、原案承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 11 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 11 号、辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第 11 号は、原案のとおり承認することに決しました。日程第 14、議案第 12 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 12 号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 12 号、専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。令和 6 年度税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律及び関係法令等が施行されたことに伴い、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正したので、議会の承認を求めるものです。新旧対照表で説明申し上げます。1 ページをご覧ください。第 2 条第 3 項において、中間所得層の負担に配慮し保険税のうち、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を 22 万円から 24 万円に引き上げるものであります。1 ページ下段をご覧ください。第 23 条第 1 項は、第 2 条の課税限度額の引き上げに伴い、後期高齢者支援金等課税額に対し、減額を適用した場合の上限額も 22 万円から 24 万円に引き上げるものであります。2 ページをご覧ください。経済動向等をふまえ軽減判定所得の基準を見直し、被保険者 1 人当たりに乗じる金額について、第 23 条第 1 項第 2 号で 5 割軽減は 29 万円から 29 万 5,000 円に、同項第 3 号で 2 割軽減は 53 万 5,000 円から 54 万 5,000 円に引き上げ、軽減所得層の拡充を図るものであります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認くださいますようお願い申し上げます。

ます

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○吉澤（４番）

すいません。２条等の変更の解釈、中間所得層に配慮してって説明いただいたと思うんですけども、いわゆる保険税額が２２万で頭打ちだったのが２４万円に引き上げられるという理解でいいんですか。そうすると納税額が増えるんじゃないかと思うんですけども、お答えください。

○住民税務課長

お答えいたします。課税限度額の引き上げであります。中間所得層の負担に配慮したものでありますけれども、上限額に増額となる対象世帯数ですね、引き上げによる保険料の増額見込みであります。後期高齢者支援金分２０世帯、３０万２,９００円が増額となります。お願いします。

○吉澤（４番）

ですから２０世帯の人は国保税が増額になるんですよ。そういう理解でいいんですか。

○住民税務課長

おっしゃるとおりです。

○議長

よろしいですか。ほかにありませんか。

（議場 なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第１２号、専決処分の承認を求めることについて、専決第１２号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第１２号は、原案のとおり承認することに決しました。日程第１５、議案第１３号、辰野町行政手続における特定の個人を識別するた

めの番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 13 号、辰野町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。番号法の改正によりまして、情報連携ができる事務の範囲を規定していました法別表第 2 が廃止されることに伴い、これを引用している条文等、条例の一部を改正するものであります。新旧対照表の 1 ページをご覧ください。第 2 条で定義をします用語に個人番号、マイナンバーによる情報連携が認められる事務、特定個人番号利用事務とその情報利用特定個人情報を追加します。これによりまして、従来、番号法の改正が必要であった行政機関間の新たな情報連携が主務省令の規定により、速やかに開始することができます。第 1 条については項番ずれなどの整理であります。施行日は公布の日からといたします。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 13 号、辰野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。日程第 16、議案第 14 号、辰野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第 17、議案第 15 号、辰野町保育園条例の一部を改正する条例について、以上 2 議案を一括議題といたします。提案者より提

案理由の説明を求めます。

○子育て応援課長

それでは、議案第 14 号、辰野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、家庭的保育事業における保育士等の職員配置基準を見直すため、条例の一部を改正するものです。新旧対照表の 1 ページをご覧ください。第 30 条第 2 項に定める保育士の数を満年齢で 3 歳児については、現行、概ね児童 20 人につき保育士 1 人を 15 人に 1 人に、4 歳以上児につきましては、現行概ね児童 30 人につき保育士 1 人を 25 人に 1 人に、それぞれ国の基準どおり改めるものです。以降、第 32 条第 2 項、第 45 条第 2 項、第 48 条第 2 項に定める保育士の数、保育補助者等、保育従事者の数も同様です。なお町内には現在家庭的保育事業を実施している事業、事業者はございません。この条例は公布の日から施行しますが、経過措置により令和 7 年 3 月 31 日まで努力規定とします。続きまして、議案第 15 号、辰野町保育園条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。議案第 14 号と同様、内閣府令により国の保育士の配置基準が見直されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。新旧対照表をご覧ください。第 4 条関係、別表第 3 に定める保育士の数を、3 歳児については現行児童概ね 20 人に保育士 1 人を 15 人に 1 人に、4 歳以上児については現行児童概ね 30 人に保育士 1 人を 25 人に 1 人に、それぞれ国の基準どおり改めるものです。国の基準では、3 歳未満児の配置に変更はありませんが、町独自の対応として既に実施している配置基準に合わせて、1 歳児について現行の児童概ね 6 人に保育士が 1 人から児童 5 人に対して保育士が 1 人に改めるものです。この条例は公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用いたします。以上、それぞれの議案について提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議 長

ここで議案第 14 号及び議案第 15 号に対する質疑を行います。委員会付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案

第 14 号及び議案第 15 号については、会議規則第 37 条の規定により、福祉教育常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 14 号及び議案第 15 号は、福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第 18、議案第 16 号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○子育て応援課長

はい。議案第 16 号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、アナログ規制の見直しに係る改正が行われたため、条例の一部を改正するものです。新旧対照表の 1 ページをご覧ください。第 23 条、保育園や幼稚園等特定教育・保育施設等の施設の利用に関する重要事項について、施設内における書面掲示に加えて、インターネットによりその内容を公衆の閲覧に供しなければならないとするものであります。辰野町の保育園ではこれにあたる保育園入園のご案内をホームページに掲載し、閲覧できるようにしています。2 ページ、第 53 条第 2 項第 2 号の改正では現行の磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法と記録媒体を限定している規定が、書面交付や提出の手続きのオンライン化の支障となっており、新たな情報通信技術の導入・活用も円滑にできるように特定の媒体を示さず、電磁的記録媒体と規定を改めるものであります。この条例は公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用します。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議 長

ここで質疑を行います。委員会付託の関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 16 号につきましては、会議規

則第 37 条の規定により福祉教育常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 16 号は、福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第 19、議案第 17 号、令和 6 年度辰野町一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

令和 6 年度辰野町一般会計補正予算（第 2 号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、役場庁舎の修繕費用を追加するものであります。補正総額は 341 万円の追加で、予算総額は 96 億 2,510 万円となる補正予算であります。以下、その概要を申し上げますと歳入につきましては、繰入金及び繰越金の追加であります。歳出につきましては総務費で役場庁舎 3 階東面の軒裏の剥落及びその原因と考えられる屋上の亀裂による、雨漏りの修繕に要する費用の追加であります。以上のとおり、補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 17 号、令和 6 年度辰野町一般会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 17 号は原案のとおり可決されました。日程第 20、議案第 18 号、令和 6 年度辰野町一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

令和 6 年度辰野町一般会計補正予算（第 3 号）を提案するにあたりまして、提案理

由を申し上げます。今回の補正予算は共創による地域交通形成支援事業業務委託料、防火水槽撤去工事、辰野東小学校グランドピアノの購入等を追加するものであります。補正総額は1,352万6,000円の追加で、予算総額は96億3,862万6,000円となる補正予算であります。以下、その概要を申し上げますと、歳入につきましては、分担金及び負担金、国庫支出金、繰入金、繰越金及び諸収入の追加であります。歳出につきましては、総務費で3月に実施しました、たつのパークホテルのボイラーの更新に伴い、必要となった水の調節弁の修繕料、国庫補助金の採択により実施する町営バス飯沼線の利用性向上のための再編と、公共交通全体の利用促進策の実証に関する経費、光通信網未整備地区へのインターネット回線接続工事等の追加であります。消防費では、小野地区の住宅敷地内に存する防火水槽の撤去工事の追加であります。教育費ではセイジ・オザワ松本フェスティバル「子どものための音楽会」参加決定による貸し切りバスの使用料、東小学校第1音楽室のグランドピアノが約50年経過し、調律が難しくなったため買い替えに要する経費の追加であります。以上のとおり、補正予算の概要を申し上げましたが、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第21、議案第19号、令和5年度（繰越）辰野西小学校体育館長寿命化改修工事（建築）請負契約について、日程第22、議案第20号、令和5年度（繰越）辰野西小学校体育館長寿命化改修工事（機械設備）請負契約について、以上2議案を一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第19号、令和5年度（繰越）辰野西小学校体育館長寿命化改修工事（建築）請負契約について、提案理由を申し上げます。当工事の請負契約につきましては、令和6年5月8日に一般競争入札に付した結果、落札者が決定しましたので請負契約を締結するため、辰野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は、令和5年度（繰越）辰野西小学校体育館長寿命化改修工事（建築）、契約の方法は一般競争入札、契約金額は2億6,719万円、契約の相手方は長野県上伊那郡辰野町中央59番地、神稲建設株式会社辰野支店でございます。なお、一般競争入札の応札

者は6社でありました。続きまして、議案第20号、令和5年度（繰越）辰野西小学校体育館長寿命化改修工事（機械設備）請負契約について、提案理由を申し上げます。当工事の請負契約につきましては、令和6年5月8日一般競争入札に付した結果、落札者が決定しましたので、請負契約を締結するため辰野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は、令和5年度（繰越）辰野西小学校体育館長寿命化改修工事（機械設備）、契約の方法は一般競争入札、契約金額は7,128万円、契約の相手方は長野県上伊那郡辰野町大字平出853番地、有限会社にいむら設備工業でございます。なお一般競争入札の応札者は2社でありました。以上、提案理由を申し上げます。工事内容につきましては、学校支援課長から説明申し上げますので、ご審議の上原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○学校支援課長

それでは辰野西小学校体育館長寿命化改修工事の建築及び機械設備にかかる工事内容を申し上げます。辰野西小学校体育館は昭和39年度建築の鉄骨鉄筋コンクリート造で、ここで築後60年を迎えます。令和3年度に行った劣化度調査では、広範囲に劣化が見られるCランクの評価を受け、今回の改修工事により建物の長寿命化を図り、教育環境を整備するものでございます。まず、建築工事の内容は、解体工事、基礎工事、屋根小屋と壁の筋交いの補強、屋根の防水対策と遮熱塗装、機械設備工事で設置を予定している冷暖房設備の効果を高めるための、断熱材の施工と複層ガラスへの取り替え、床の張り替え、バスケットゴールなどの体育器具の設置などが主なものでございます。次に機械設備工事は、トイレの洋式化、洗面台の取り替え、給水排水設備工事、冷暖房設備の設置が主なものでございます。冷暖房設備につきましては体育館アリーナステージ2階にガス式のエアコンを設置し、屋外には停電時に自立発電機能を持つ室外機の設置を予定しています。工期は令和7年2月28日を予定しております。工事内容の説明は以上です。

○議 長

これより議案第19号及び議案第20号に対して一括して質疑、討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 19 号、令和 5 年度（繰越）辰野西小学校体育館長寿命化改修工事（建築）請負契約についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 19 号は、原案のとおり可決されました。次に議案第 20 号、令和 5 年度（繰越）辰野西小学校体育館長寿命化改修工事（機械設備）請負契約についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 20 号は原案のとおり可決されました。日程第 23、議案第 21 号、令和 6 年度役場庁舎エレベーター設置工事（建築）請負契約についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第 21 号、令和 6 年度役場庁舎エレベーター設置工事（建築）請負契約について、提案理由を申し上げます。当工事の請負契約につきましては、令和 6 年 5 月 8 日、一般競争入札に付した結果、落札者が決定しましたので請負契約を締結するため、辰野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は、令和 6 年度役場庁舎エレベーター設置工事（建築）、契約の方法は一般競争入札、契約金額は 7,254 万 5,000 円、契約の相手方は、長野県上伊那郡辰野町大字赤羽 558 番地 3、株式会社岡谷組辰野営業所でございます。なお一般競争入札の応札者は 5 社でありました。以上、提案理由を申し上げます。工事内容につきましては、総務課長から説明申し上げますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長

工事内容を申し上げます。かねてより来庁者より要望のありました、役場庁舎 1 階から 3 階を行き来するエレベーターを新たに設置するものであります。現在使用していない全館空調設備の機械室のスペースを利用しまして、1 階町民ホールから 2 階の大会議室、3 階の議場に通じる通路に繋がる車椅子対応、11 人定員のエレベーターを

設置いたします。空調設備の撤去と今回の工事でできる1階空きスペースには、来庁者が気軽に利用できる授乳室を設置する予定であります。あわせて、別途工事によりまして1階事務室と町民ホールの入口を自動ドアに改修する予定です。これらの工事によりまして、これまでは議会の傍聴や各種会議の折、階段の上り下りや各室の移動が大変だった高齢者や車いす利用の方などを含め、誰もが利用をしやすい来庁者にやさしい庁舎に変えてまいります。工期は議会の議決をいただいた日の翌日から令和7年3月31日までを予定しております。工事内容は以上のとおりです。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第21号、令和6年度役場庁舎エレベーター設置工事（建築）請負契約についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第21号は原案のとおり可決されました。日程第24、議案第22号、辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題いたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。固定資産の評価審査委員会委員につきましては、地方税法に定めるところにより任期は3年で、各市町村に3名置くことになっております。同委員を令和3年から務めていただいております一ノ瀬昭彦委員の任期が、令和6年6月19日をもって満了となりますので、引き続き選任いたしたくご提案申し上げます。一ノ瀬さんは、人格、識見ともに整った方ですので、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 22 号、辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり同意するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第 22 号は、原案のとおり同意することに決しました。日程第 25、地方自治法施行令第 146 条第 2 項、地方公営企業法第 26 条第 3 項、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項及び地方自治法第 180 条の規定による報告事項がありますので、お聞き取り願います。報告第 1 号、令和 5 年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書、報告第 2 号、令和 5 年度辰野町上水道事業会計予算繰越計算書、報告第 3 号、令和 5 年度辰野町下水道事業会計予算繰越計算書、報告第 4 号、令和 5 年度辰野町土地開発公社事業決算書及び令和 6 年度辰野町土地開発公社事業計画書の提出について、報告第 5 号専決処分の報告について、以上 5 件について順次報告を求めます。最初に報告第 1 号の報告を求めます。

○まちづくり政策課長

報告第 1 号、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により令和 5 年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書を報告します。令和 5 年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書については、2 款 1 項の企画事務は、社会保障税番号制度関係システム改修に係る上伊那広域連合の負担金、2 款 1 項の危機管理防災事業は、ハザードマップの印刷製本費、2 款 1 項の地方創生臨時交付金事業は、低所得者世帯支援給付金に係る経費、4 款 1 項の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、令和 5 年度実施の新型コロナワクチン接種における残務処理の事務費、8 款 2 項の社会資本整備総合交付金事業は、町道 77 号線下辰野側の舗装修繕工事、8 款 2 項の道路メンテナンス事業は、北の沢橋の橋梁補修工事及び上伊那広域連合負担金、8 款 2 項の通学路緊急対策交通安全事業は、宮木中央地区町道 8 号線歩道整備工事及び上伊那広域連合負担金、9 款 1 項の非常備消防事業は消防、小型ポンプ付積載車、10 款 1 項の学校環境改善交付金事業は、西小学校体育館長寿命化改修工事監理業務委託料及び工事、駐車場賃借料、10 款 6 項の図書館管理運営事業は、辰野図書館改修工事設計委託料、11 款 1 項の過年災町単災害復旧事業は、林道富士山線・林道西部線の重機等借り上げ料、林道施設等復旧工事及び碎石等、11 款 1 項の過年災林道施設災害復旧事業は、過年災町単

災害復旧事業と同じ2路線の監督補助業務委託料及び林道施設災害復旧工事、これら全ての事業費につきましては、令和6年度へ繰り越し手続きを行い繰越明許費として事業を実施いたします。各事業の補助金の確定時期または適正工事期間の関係等によりまして、年度内に完了困難なため、翌年度へ繰り越すものでございます。繰越額は合計で5億8,820万1,000円でございます。以上報告いたします。

○議長

次に、報告第2号及び報告第3号の報告を求めます。

○建設水道課長

報告第2号、地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和5年度辰野町上水道事業会計予算繰越計算書を報告します。下横川簡易水道一ノ瀬配水池膜ろ過設備新設工事と穴倉沢飲料水供給施設浄水設備改良工事につきまして、ともに資機材の調達の遅れにより年度内に完了困難なため、翌年度へ繰り越すものでございます。繰越額は合計で1億500万円です。以上報告いたします。続きまして、報告第3号、地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和5年度辰野町下水道事業会計予算繰越計算書を報告します。令和5年度下横川地区農業集落排水・新規公共ます設置工事につきまして、地元協議に日数を要したため年度内に完了困難となり、翌年度に繰り越すものでございます。令和5年から6年度辰野町公共下水道辰野町水処理センターの建設工事委託に関する協定の業務につきまして、入札不調により適正工事期間が取れず、年度内に完了困難なため翌年度繰り越すものでございます。繰越額は合計で3億9,282万8,000円です。公営企業法第26条2項但し書きの規定により、事故繰越については、令和4年度辰野水処理センターNo.2遠心脱水機制御機器交換工事につきまして、半導体不足により機器の納入が遅れたため、年度内に完了困難となり再度翌年度に繰り越すものでございます。繰越額は1,276万円です。以上報告いたします。

○議長

次に報告第4号について報告を求めます。

○事業者支援担当課長

それでは報告第4号について報告します。地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、辰野町土地開発公社の令和5年度の事業決算、それから令和6年度の事業計画について報告いたします。まず1枚おめくりいただきまして、最初に令和5年度辰野町土地開発公社の事業報告書になります。もう1枚おめくりいただいております。

して、1 ページをご覧ください。令和 5 年度は新町後山地区、新町工業団地のことでありますけれどももの一部 2,207 平方メートルと、下辰野地区こちらは三輪神社の線路を挟んだ向かいの土地、町が宅地造成しています新屋敷の土地のことですが、こちらの土地の一部 1,588 平方メートルを売却いたしました。次に、令和 5 年度辰野町土地開発公社事業会計決算書になります。おめくりいただきまして、1 ページありますけれども、1 ページの (1) 収益的収入及び支出になりますが、まずは収入をご説明いたします。第 1 款事業収益は、決算額 4,127 万 5,600 円となりました。その内訳は第 1 項、土地造成事業収益、先ほどの新町後山地区と下辰野地区の売却益ですが、こちらが 3,500 万円、第 2 項の附帯等事業収益、これは土地の賃貸収益でありますけれども、こちらが 627 万 5,600 円となっております。第 2 款、事業外収益は、決算額 106 万 2,802 円となりました。内訳は受取利息が 574 円、雑収益これは町からの補助金になりますけれども、こちらが 106 万 2,228 円となりました。収入の合計決算額は 4,233 万 8,402 円となりました。続いて支出になります。第 1 款、事業原価が 3,500 万円、こちらは先ほどの新町後山地区と新町地区の原価となります。第 2 款、販売費及び一般管理費は、法人税や役員報酬、需要費、水質検査などの費用で 44 万 3,685 円、第 3 款、事業外費用は金融機関等への支払い利息で 106 万 2,228 円、支出の合計決算額は 3,650 万 5,913 円となりました。収入合計 4,233 万 8,402 円から支出合計 3,650 万 5,913 円を差し引くと、583 万 2,489 円となりますが、こちらは 4 ページをご覧くださいまして、4 ページの令和 5 年度損益計算書の一番下にあります二重線で示した 583 万 2,489 円の当期純利益として載ってまいります。では戻りまして 2 ページをご覧ください。

(2) の資本的収入及び支出になります。令和 5 年度は上伊那広域連合と金融機関への借り入れと償還金となっております。収入は借り入れた合計 4 億 7,000 万円、支出は償還した合計 4 億 9,276 万 4,000 円で、差し引き 2,276 万 4,000 円が不足となりました。これについては、支出の一番下に書いてありますとおり、損益勘定留保資金で補填しております。それではページを飛びまして 5 ページをご覧ください。令和 5 年度の貸借対照表バランスシートになります。資産の部では流動資産の (1) 現金及び預金が 7,725 万 8,394 円、(2) の完成土地等が 1 億 9,443 万 724 円、(3) のその他流動資産これは売掛金に相当するものや、資本的収支に含まれないものになりますけれども、こちらが 540 万 8,569 円、合計 2 億 7,709 万 7,687 円で二重線に示した金額となっております。続いて負債の部ですが、こちらは流動負債の (1) 短期借入金 2 億

3,303万円となります。なお、借入金の明細については後ほど9ページの短期借入金明細書をご覧になっていただきたいと思います。続きまして資本の部になります。まず資本金の(1)基本財産は300万円となっています。次に準備金ですが、(1)前期繰越準備金が3,523万5,198円になって、(2)の当期純利益、先ほどの4ページの二重線でしました当期純利益と同じ額でありますけれども、583万2,489円こちらを(1)の準備金と加えまして、合計4,106万7,687円となりました。資本金と準備金合わせた資本の部の合計は4,406万7,687円となりまして、すいません3ページにあります令和5年度財産目録の一番下に出てくる純資産とイコールとなっております。それでは5ページに戻りまして、5ページ一番下の負債・資本の部の合計でありますけれども、こちらが負債合計2億3,303万円と資本合計4,406万7,687円を足して、一番下の二重線にあります2億7,709万7,687円となりました。なお、6ページのキャッシュ・フロー、7ページ、8ページの収益費用明細書については、それぞれご覧いただければと思います。続いて事業計画書の報告に移らせていただきます。令和6年度辰野町土地開発公社事業計画書の1ページをご覧ください。令和6年度は下辰野地区、新屋敷の残りの土地でありますけれども、こちらが897平方メートルを売却する予定で、そのほかに賃貸による土地の貸し付けを行っていく予定であります。また4にあります令和6年度事業地区の(2)完成土地等事業用地地区に記載しています、南部地区以下8地区で分譲売却を行ってまいります。5の土地開発経営健全化計画の実施ということで、引き続き町の一般会計から借入金の利息に対する補助金を繰り入れ、合わせて保有地の町による買い取りを計画的に行ってまいりたいと思います。次に令和6年度の予算です。おめくりいただきまして、予算書1ページをご覧ください。第2条、業務の予定量ですが、(2)の2完成土地等事業処分予定面積の897平方メートルは、下辰野新屋敷の地区のことです。第3条、収益的収入及び支出につきまして、収益的収入は合計2,222万7,000円を見込んでおり、その内訳は第1款、事業収益が下辰野地区の売却予定と土地貸付金で2,022万2,000円、第2款の事業外収益が受取利息と町からの補助金で200万5,000円としております。次に収益的支出の合計でありますけれども、こちらは収入と同じ2,222万7,000円で、内訳は第1款から第4款まで、それぞれに記した項目と金額となっております。2ページに移りまして、資本的収入及び支出になります。第4条にありますとおり、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額200万円は当年度分の損益勘定留保資金で補填する予定であり

ます。それでは、資本的収入であります、こちらは短期借入金の5億円を予定しております。次に資本的支出になりますけれども、こちらは5億200万円を見込んでおります。内訳として、第2項の土地造成事業費100万円と、第3項の借入金の償還金5億100万円となります。3ページ、4ページについてはさらに詳しい内容となっておりますのでご覧いただければと思います。以上、辰野町土地開発公社の決算報告と事業計画についての報告でした。

○議長

次に報告第5号について報告を求めます。

○総務課長

報告第5号、専決処分の報告について。地方自治法第180条の規定により、町が損害賠償の責任の責を負うものについて、専決処分を行いましたので報告いたします。町の道路施設による財物事故2件であります。1件目は、令和6年2月9日赤羽の町道2167号線におきまして、赤羽の信号の西側から県道方面へ通行中の相手方の自動車、対向車を避けるため左側寄りで前進した際、町道の路肩が崩れていたため、草で隠れていたコンクリート集水桝の角に左前輪が接触し、タイヤとホイールを損傷させてしまったものであります。示談が成立し、賠償金額4万1,329円を支払いました。専決日は令和6年3月5日です。2件目は、令和6年3月11日、平出の町道2121号線におきまして、自宅を出て県道方面へ通行中の相手方の車両が、積雪を避けるため右側に寄って前進したところ、路肩が10センチ程度沈下しており、割れたアスファルト舗装で左前輪のタイヤを損傷させてしまったものであります。示談が成立し賠償金額1万円を支払いました。専決日は令和6年4月3日です。なお、それぞれの箇所はその後、修繕が完了しております。本件2件の補償につきましては、全国町村会総合賠償補償保険にて処理いたしました。以上、報告いたします。

○議長

ただいま5件について報告がありましたが、報告事項でありますので特にここで聞きたいという点に限って質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。日程第26、請願・陳情等についてを議題といたします。ここで事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(文書表 朗読)

○議 長

以上、第9号は総務産業常任委員会へ付託、第6号、第7号、第8号、第10号は福祉教育常任委員会へ付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって文書表のとおり各常任委員会へ付託することに決しました。以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これで本日の会議は散会いたします。大変ご苦勞様でした。

1 1. 散会の時期

5月29日 午後 12時 38分 散会